

印旛郡市民体育大会開催基準

「千葉県民体育大会印旛地区大会」

(総 則)

1. 印旛郡市民体育大会(以下「大会」という)を開催し、運営するためにこの基準を定める。併せて「千葉県民体育大会印旛地区大会」として、選抜選手の選考を兼ねる大会とする。

(目 的)

2. 広く印旛郡市民の間にスポーツを普及し、健康増進と体力の向上を図り、併せて地域スポーツの振興発展と青少年の健全育成に寄与する。

(組織と事務局)

3. 印旛郡市体育協会並びに印旛地区8市町で組織し大会事務局は印旛郡市体育協会とし大会本部は主会場に置く。

(開催区分と順序)

4. 開催市町は印旛地区8市町とし、主会場の輪番は次のとおりとする。
①白井市 ②佐倉市 ③栄 町 ④八街市 ⑤酒々井町 ⑥富里市 ⑦印西市 ⑧四街道市

(回 数)

5. 昭和25年に開催された大会を持って第1階とし、これより起算して暦年を基準として階数を順次賦するものとする。

(主催等)

6. 主催等は、次のとおりとする。
主催:印旛郡市各市町・印旛郡市各市町教育委員会・印旛郡市体育協会
主管:印旛郡市体育協会加盟の実施競技団体・開催地市町体育協会
後援:印旛郡市社会教育委員連絡協議会

(業務内容)

7. 大会を開催する関係団体は、次の事務等を担当する。
主催者は、 ①日程及び会場調整に関すること。
② 大会開催要項の作成と総合開・閉会式典運営に関すること。
③ 競技会場設営に関すること。
④ その他 大会開催に必要な事項
主管者は、 ① 競技団体代表者会議に関すること。
② 競技実施要項と競技プログラムに関すること。
③ 競技会の運営に関すること。
④ その他 大会開催に必要な事項

(期 日)

8. 総合開会式は、原則として、7月第1土曜日に開催すること。各競技は総合開会式以降、7月第3土・日曜日を中心会期とし、第4日曜日までに終えるものとする。
総合閉会式・総合表彰式は、原則として、8月第4土曜日に主会場地で開催する。

(競技種目)

9. 競技種目は、千葉県民体育大会競技種目のうちで印旛郡市スポーツ協会が認める次の17競技25種目とする。
①陸上競技男女 ②バレーボール男女 ③ソフトテニス男女 ④卓球男女 ⑤バスケットボール男女 ⑥軟式野球
⑦相 撲 ⑧剣 道 ⑨柔 道 ⑩弓 道 ⑪テニス男女 ⑫ソフトボール男女 ⑬バドミントン男女 ⑭ゴルフ ⑮
空手道 ⑯サッカー ⑰クレール射撃

(競技会場及び期間)

10. 競技会場は、主催者間で協議の上決定し、理事会で承認を受ける。

(規程改廃)

この規程は、印旛郡市各市町と協議し、印旛郡市スポーツ協会理事会において改廃を決定する。
平成14年9月7日(郡市体協理事会承認日)から施行し、平成15年度・第54回大会から適用する。

附則

第1項 平成15年10月18日 本開催基準の一部を改正する。

第2項 平成19年 1月27日 本開催基準の一部を改正する。

第3項 平成22年 4月 2日 本開催基準の一部を改正・削除する。

第4項 平成24年10月19日 本開催基準の一部を改正・削除する。

第5項 平成28年5月14日 本開催基準の一部を削除する。